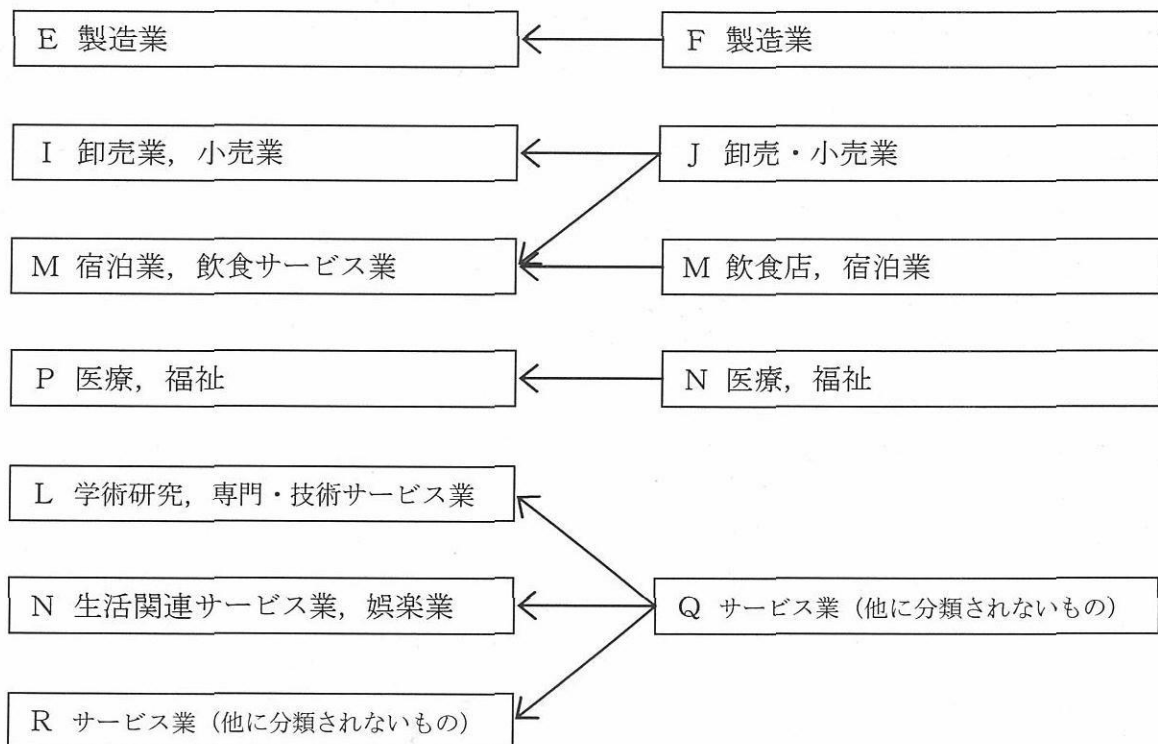


日本標準産業分類改定に伴う賃金改定状況調査の対象産業の変更（案）

変更（案）（平成 21 年調査から）

現行（平成 20 年調査まで）



注) 現行の調査対象産業の一部が、「G 情報通信業」及び「K 不動産業, 物品賃貸業」に含まれるが、当該産業に占める割合が小さいことから、賃金改定状況調査の対象としないこととする。